

議案第16号

志摩市監査委員条例等の一部改正について

志摩市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市監査委員条例等の一部を改正する条例

(志摩市監査委員条例の一部改正)

第1条 志摩市監査委員条例(平成16年志摩市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第153号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 志摩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。